

裁判録に見る全日

全日海（松浦満晴組合長）の人事抗争は、下克上である。組合長が腹心の部下にツキ上げられ更迭（統制処分）される。その理由は、ほとんど明らかにされない。抗争に勝った執行部は体制固めのために内部統制を強めていく。

怪文書流布裁判

2008（H20）年頃、「全日海の組織と資産がカルト集団（創価学会）に乗っ取られるようとしている」との怪文書が流布した。

その怪文書を作成して流した、として井出本栄・前組合長（当時、顧問）や川島・元組織対策室員、柳田・元総務部長を全日海執行部員ら17名が東京地裁に訴えた。

訴状は「全日海および個人がカルト集団の一員のように虚偽の記載をされ、名誉毀損された」というものだった。

判決は2010（H22）年5月にされた。

「（怪文書は）創価学会が他の宗教を認めない排他的な宗教団体（カルト）であり、創価学会が全日海（原告）の巨額の資産を取得することを目的として役員等を独占して、組織に乗っ取ろうとしている、との印象を与える内容である。これは原告（全日

海）らの社会的評価を低下させる」（プログ・船員羅針盤第3号）

井出本氏らが敗れ、東京地裁は名誉棄損にあたるとして、126万円の損害賠償を命じた。

井出本氏らは東京高裁に控訴した。しかし、棄却され地裁の判決が確定した。

女性の函館転勤裁判

2011（H23）年3月24日、全日海本部（東京）の女性事務員の岸本恵美さんは、東京地裁に地位保全を提訴した。突然、函館への転勤を命じられたためだ。

「私はカーフェリーの船員（組合員）の夫が留守の間、小学生・幼児の2人の子供と近所に住む高齢の両親の面倒を見ながら仕事（全日本海員福祉センター勤務）を続けてきました。77歳の父親は脳幹出血で倒れて以降、足が不自由で、単身赴任は、もち

海の人事抗争(2)

ろん、家族を連れて函館へ転勤することは到底、不可能です。本部事務職員の転勤は東京都内の通勤圏内に限られている従業員規定に基づいて苦情申し立てを鈴木順三・総務部長へ提出しましたが、理由もなく返却されてきました。

やむなく、夫とともに松浦満晴・総務局長(現組合長)に苦情申し立てを行いました。『人事は私が決めるのではない。対応できない』の一点張りで申立書の受け取りを拒否されました。そこで、配達証明付きで送付しましたが受取り拒否で返送されてきました(ブログ・船員羅針盤第5号)

岸本さんは①本部総務部事務職員の権利を有すること②転勤命令に従わないことを理由に解雇しない——ことを求めて東京地裁に地位保全の仮処分を申し立てた。

判決は岸本さんの勝利だった。2011(H23)年4月28日、東京地裁は「配転命令は人事権を濫用したもので無効」「道南支部(函館)に勤務する労働契約上の義務はない」との仮処分を決定した。

次は解雇

しかし、全日海は追い討ちをかけた。翌29日には岸本さんに休職の後は解雇できることになっている「6カ月の依命休職」の発令文書を配達証明付きで送った。

驚いた岸本さんは再び夫と連れ立って全日海に苦情を申し立てに行った。しかし、取り合ってもらえなかった。

岸本さんは2011年6月7日に東京地裁に労働審判を申し立てた。

同年9月9日に審判が下り、またも岸本さんが次の通り勝訴した。

- ①6カ月の依命休職処分は無効
- ②全日海は岸本さんに2011(H23)年5月から10月まで毎月25日に3万2,130円(年5%の利息を付けて)を支払う
- ③全日海は2011(H23)年7月6日から12万320円(年5%の利息を付けて)を支払う

審判結果をもとに岸本さんは復職を求めた。しかし、全日海は受け入れず、「依命休職期間満了」を理由に岸本さんを解雇した。

岸本さんは東京地裁に訴訟し、本裁判に移行した。全日海は岸本さんの処分理由を「5年以上前から職務中にインターネットを私的利用した」ことにした。

判決は2013(H25)年9月13日に出され、再び岸本さんが次の通り、勝利した。

- ①6カ月の依命休職処分は無効
- ②休職処分満了に伴う解雇は無効
- ③休職処分中と解雇中の賃金を支払うこと

岸本さんは復職した。しかし、全日海は岸本さんの勤務場所や仕事内容、解雇中の有給休暇の取扱い、期末手当の支払い、などの協議に応じなかった。

岸本さんは解雇中の期末手当(約196万円)と全日海の謝罪を求めて東京高裁に控訴した。

和解で結審

東京高裁は2014(H26)年1月16日の第1回弁論で次の和解を勧め、結審した。

- (1)全日海は期末手当と遅延損金として(岸本さんに)220万円を支払う
- (2)全日海は一審判決通り、岸本が①労働契約上の権利を有すること②依命休職処分が無効であること③現在、奨学金制度運営管理部の事務職であること——を確認する
- (3)岸本は①従業員規定、労働契約および法令に従って服務すること②パソコンの私的利用を認め、今後、勤務中に私的利用しないこと——を確認する
- (4)全日海は岸本に①不当な差別を行わない②一切の処分を行わない——ことを約束する

「自分を褒めてあげたい」

岸本さんにとって満足のいく内容だった。和解成立後、岸本さんは次のように振り返った。

「裁判中の3年間は、とても長い長い期間でした。訴訟ごとには全くの素人で、焦りや不安に潰されそうになった。裁判を終えた自分を自分で褒めてあげたい。裁判結果を誇りに思い、元気な生活を送りたいと思います」(ブログ・船員羅針盤第13号)

全日海は頑^{かたく}なである。裁判所の判決にあっさりと従うことがない。敗けても臆することなく追撃する。

岸本さんは「なぜ、組合(全日海)が私に、そこまでするのでしょうか」と弁護士に聞いた。担当の萩尾健太弁護士は次のように励ました。

「伝統ある海員組合が労働者の人権を踏みにじっていることには、怒りを覚えるとともに寂しい。しかし、これは海員組合のみならず、少なからず、労働組合が陥っている事態であり、本件は現在の労働組合のあり方を象徴する事件です。労働者の権利を守る、当たり前労働組合を取り戻すためにも、がんばりましょう」(ブログ・船員羅針盤第5号)

(つづく)

